

平成 2 1 年第 2 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 2 1 年 6 月 2 2 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤ちはる

	議	事
議 長		ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しております。
議 長		これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分)
議 長		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、 2 番高橋さん、3 番菊地さんを指名いたします。
議 長		日程第 2、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議 長		日程第 3、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。 3 番 菊地さん
3 番菊地議員		議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。 今日は 1 項目について質問させていただきます。 昨年、中札内インターチェンジの開通以来、村道東 18 号の交通量が飛躍的に増えたことは皆さんもご存知のことと思います。 旭区、平和区、更別区、北更別、更別東、東栄、協和の 7 行政区を縦断する東 18 号に、もちろん歩道設置箇所はありません。 沿線住民の生活道路として、また通学路としての安全が非常に脅かされている現実です。 更にここには、スクールバス、幼稚園バス、合同バスの幼稚園、

議
村

長
長

小学校、中学生の乗るバス停が7箇所設定されています。このバス停を利用する子供達だけでも23名、また夏季においては、もっと違う場所のバス停から乗ってくるお子さん方が自転車で部活動ですとか、少年団活動の都合がありますので、自転車で登下校することが非常に多くなってまいります。そうすると南1線、南4線と交差する所が一時停止にはなっていないのですけれども、非常にその箇所が危険である。またバス停に向かうまでの幼稚園のお子さんについては、送迎の保護者の方、また高齢者の方達の交通安全も非常に今、危機にさらされていると言わざるを得ないと思います。

このまま推移しましたら、近い将来、大変な事故が起こることも推測ではなくて、現実には迫っていると思います。

農耕用のトラクターもここを通りますし、今のうちに何とか、村道ですので村として出来ることの対策について立てていただきたい。早急を実施していただきたいと思っています。

村長の所見をお伺いいたします。

岡出村長

菊地議員のご質問の村道東18号スピード抑制対策と子供達の安全対策についてお答えを申し上げます。

まず、村内全体の道路現況と交通安全対策の取り組み状況を申し上げますと、村道の管理延長は平成21年3月31日現在におきまして、467.7kmであります。そのうち舗装道路194.6km、砂利道273.1km、橋梁数153となっておりますところであります。

安全確保のための道路標識といたしましては、道路管理者、村において設置できるものとしたしまして、案内標識、警戒標識、舗装面に表示する白線、交差点十字マーク、交差点有りを示します幅30cm、長さ50cmの点線、通称、ドット線とっております。それから軽い衝撃をあたえる3本の舗装横断線、黄色の線でデコデコとする装置でありますけれども、そういうもの、また規制標識といたしましては、重量制限、幅員の制限標識、これらがあるわけでありませう。これら標識等につきましては、基本的に道路改良舗装事業に合わせて設置をいたしているところでありますけれども、その後の交通形態、状況に合わせて、主に交差点に標識を設置するなど、近年、スピードダウン、交差点の安全対策として、ドット線、交差点十字マーク、これらの設置を進めてきたところであります。

主な規制標識につきましては、基本的に公安委員会で設置することになります、公安委員会設置の規制標識といたしましては、一時停止、速度規制、駐車禁止、追越禁止等がございます、これに伴うラインの設置及び横断歩道、信号機の設置があるわけでありませう。

これら規制標識につきましても、道路改良舗装に合わせて、また随時、改良舗装済み同士の交差点について、公安委員会に必要な規制標識の設置を申請し、要望いたしまして設置をいただいているところであります。

しかしながら、予算の関係で要望どおりとは、なかなかこれがいっておりませんで、このため設置の遅れている箇所につきましては、昨年度も行ってありますが、村において、交差点近くの警戒標識を設置し、交通安全対策を講じているものでございます。

ご質問の東 18 号道路の安全確保であります。質問のとおり、高規格幹線道路、中札内インターチェンジとの接続によりまして、交通量の大幅な増大が見られるというものであります。この現象も更別インターが出来るとは思っておりますが、本道路は、歩道も無いことから歩行者や自転車通行の安全対策を地域からも急ぎ求められているところでございます。こうした状況を受けて、本道路につきましては、路面の傷みも非常に進んでいる路線でございます。このことから昨年度の開発建設部事業に引き続いて、本年度から村による舗装面のデコボコ解消のための舗装強化事業を進めておりまして、これに合わせてまずは、道道駒畠更別線、いわゆる南 1 線から旭 40 号間に安全標識として、警戒標識 6 基、これは幅 50 cm、高さ 1.6m の板に走行注意、スピードダウンを標示したものでございますが、こういうものと舗装横断線、6 箇所の設置を実施することといたしております。残る旭 40 号から中札内村界までと、南 4 線など、主要な交差点の警戒標識等につきましては、出来れば本年度の国の経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、設置を進め、安全対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

また本路線の交通安全対策につきましては、関係機関の協力もお願いいたしているところでございます。中札内インターチェンジまでの開通によりまして、高速道路の利用に関しましては、予想を上回る 1 日 4,000 台を超える利用となっておりまして、このため、接続する周辺道路の安全対策に周辺としては苦慮しているわけでございます。更別インターチェンジまでの早期完成と周辺対策について、更に国、開発に要望してまいりたいと考えているところでございます。

なお、高規格幹線道路、更別インターチェンジに接続する予定の南 1 線道路につきましては、こうしたことから交通量が大幅に増加するという予想のもとに現在、国道とインターチェンジの間が道道更別停車場線と村道南 1 線道路に管理が分かれているわけでございますので、村道部分につきまして、道道昇格の要望をいたしているところでございます。

今後とも交通安全対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

3 番 菊地さん

今、案内板を立てていただけというお話だったのですけれども、路上ペイントによる視覚に訴えた速度低減策ですとか、3 本の線を路面に入れてデコボコにするスピード低減策と、それと単調な道です。居眠り防止ですとか、ドライバーの方の意識をはっきりさせるという効果もあるというようなことも是非取り入れていただき

議長
3 番菊地議員

たいと思っています。

あと今後、更別のインターチェンジが出来てからのことも、今、東 18 号のこともそうなのですけれども、とにかく学校に向かう子供達の利用が非常に多い道路である、更別のインターチェンジが出来るまでの間だからということではなくて、その間の子供の安全、村民の安全をしっかりと守っていただきたいと思います。この保護者の方達の声は学校にも教育委員会にもきっちりと届いている現状がありますし、教育委員会の学校担当の職員の方が東 18 号をパトロールして回って下さっているという状況もあります。ですので、これは早急に考えていただきたいと思います。

当事者の方の声をちょっと、ここで読み上げさせていただきます。

18 号は、本当に交通量が増えてスピードも出ていますが、一時停止をしない車が多いので怖いです。村外からの車が本当にたくさん通るようになったので、事故に巻き込まれないか心配です。実際、事故も増えていて、子供達も登下校に自転車で通らなくてはならないので、注意はしていますが心配でたまりません。大型の観光バスまで通るようになり、トラクターで畑に行くのも気を遣うくらいです。特に、夕方から夜にかけては街灯も無い道なので看板も見えずらく、ものすごいスピードで走る車が目立ちます。これから夏に向け、更に交通量が増えていくと思うので、子供達には出来るだけ裏道を通るように言うてはいますが心配です。

この裏道を通るように親が言うというのは、とても危険だと思います。不審者ですとか、事故がある場合になるべく交通量の多い助けを求められる所を通りなさいというのが本当は親の言うことなのです。それが裏道を通りなさいと言わざるを得ない現状は交通事故だけではなく、違った犯罪を招くことになりかねません。是非、路上ペイントによる視覚効果を狙った速度低減策、また路面に溝を入れるですとか、ゴム製のパッドを敷くといった速度低減策、またここには子供のスクールバスのバス停がありますよという標示、それからバス停の近辺の安全確保、そしてここは通学路でありますという標示、また街灯のない一時停止標識が非常に多いです。もちろん他の村道もそうですが、標識はあっても街灯がない、街灯がないということは見えづらいのです。ですので、それは是非、公安委員会をお願いをして夜間にチカチカと光るようなものを設置していただくとか、そういうような要望も村としてどんどんしていただきたいと思っています。

岡出村長

昨年の 11 月 29 日に中札内インターまで開通して、これは予想外の交通量となって、中札内インターチェンジが開通して中札内市街までは道道になっているわけです。それから国道までの路線というのは整備されたのですけれども、南十勝の人は裏道を良く知っておられまして、東 18 号道路を上更別まで抜けてしまう。それが高規格

議
村

長
長

道路を利用してくるものですから、スピードも速いということなのです。これが大きな問題となりまして、旭、北更別、更別東、各所の行政懇談会に行った時も、この問題については是非早くやって欲しいということから、私どもも昨年の経済対策に引き続いて今年の経済対策にも盛り込んで出来るところからやっていこうということがあります。その辺は村としては急ぎ対応しておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思ひますし、また関係機関とよく連携を取りながら交通安全対策に努めてまいりたいと思ひているところであります。

議長
3番菊地議員

3番 菊地さん

本当に危険が迫っておりますので、是非、早急にこのようなことを実施していただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長
7番本多議員

7番 本多さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点について質問をさせていただきます。

まず初めに1点目ですけれども、公約の進捗並びに達成状況についてということでお伺いをしたいと思います。

岡出村長が就任以来、早いもので任期の折り返しを過ぎるところでございます。また厳しい財政状況の中で、昨年スタートしました第5期更別村総合計画の基本目標を逸脱することなく、村政運営をしていくには常に苦勞が絶えないことだと推測しております。このような厳しい状況の中にもありましても、村長は公約については順調に2年間で進められていると思っております。そこで選挙で公約した政策の進捗並びに達成状況についてまずお伺いをいたします。

また、次に本村の財政の支えとなっていました過疎対策法が本年度をもって失効すると伺っております。今後ますます村政運営が大変になると考えております。

公約実行は村民との約束でございますので大事なことだとは思いますが、公約の実現のみが村政運営ではないと思ひます。住民の多様なニーズに応え、本村の将来の発展に向け諸政策を講じなければならぬと思ひます。

そこで今後の公約以外の施策実現と、その取り組みについて、また課題について村長にお伺いしたいと思います。

議長
村長

岡出村長

本多議員からご質問の公約の進捗、達成状況についてお答えを申し上げます。

早くも就任2年間経過ということございまして、任期の折り返しとなったところであります。この間におきまして村政の執行、とりわけ私が村民の皆様にお約束をいたしました各種施策の実現に議員各位をはじめ、村民皆様方の多大なご協力、ご支援に対して深く感謝をし、お礼を申し上げます。

まず私の公約した政策の進捗、達成状況であります。私の公約、マニフェストにつきましては、1点目、夢と活力ある産業づくり、2点目、安心と笑顔の福祉・医療づくり、3点目、夢を育む豊かな教育環境づくり、4点目、明日の村づくりのための行政改革の推進、5点目、広域行政の推進とこの5つの柱を基にいたしまして46項目を示し、その実現に向けて努力することを約束したわけであり。このマニフェストにつきましては各課、職員に示し、職員共々達成すべく努めているところでございます。

実施の内容等につきましては、多くになりますので省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、総体的な進捗状況、達成状況であります。これにつきましては数値で示すことが難しい面もございますけれども、2年を過ぎまして進捗等につきましては、私としての評価でございますが、甘い評価となりますけれども約6割5分は行っているのではないかととらえているところでございます。

しかしながら、マニフェストは実現可能なものをお示しいたしてありまして、またその時々状況に応じた適確な施策と絡んでどれだけ村民の付託に応えているか、また村民にどれだけ実感をしていただいているかが大変重要と私は思っております。更に公約の中で残っているものは難しいものや時間の要するものが積み残しとなっているところでございまして、これらを考え合わせますと達成度につきましては5割程度と2年間を振り返っているところでございます。

また、今後の施策の展開においてご質問の過疎地域自立促進特別措置法の期限がこの21年度末に迎えるという課題がございます。更別村の人口推移から見まして、まだ新過疎法の指定要件がはっきりいたしませんけれども、人口要件の基準年の捉え方によっては平成22年度から過疎指定市町村から外れてしまうということが考えられるわけであり。こうしたことから憩の家の改築、大型事業につきましては過疎期限内実施と急いだわけであり。また過疎対策債を予定いたしました老人福祉センター改修、ふるさと館の改修などは昨年度の国の緊急経済対策交付金を活用してなるべく前倒しをして整備を行っているものであります。今後の事業に関しましては、現行総合計画の事業実施計画につきましては、過疎対策債の活用を見込んでの計画となっておりまして、過疎指定町村から外れますと財政のシミュレーションをやり直す必要があるということであり。特に大きな検討課題といたしましては、平成24年度に過疎対策債を借り入れて繰上償還する計画をしております、国営かんばい排水の負担金が6億4000万円、基金を取り崩して一時繰上げ償還するか、または後年度の負担は大変重くなりますけれども年賦償還にしていくか、これは平成22年度中に判断をしなければならないと思っております。

また、その他の事業でも他の財源を見つけられるかどうか、こう

した様々な対応が出てくるわけであります。そうした状況の場合、年度毎に村の実態判断の中で必要な新規施策はどうしても組み入れていかなければなりませんし、何より健全財政の維持が大切ということであります。

従って、その時々、村民にとって何が優先度を決めて対応しなければならないと思っているところであります。

今後の公約以外の施策とその取り組み、課題についてのご質問もありました。

今後の取り組みについてでございますが、現在、国の緊急経済対策と連動いたしまして、必要な事業の検討を進めておりますけれども、今後の財政運営を考え、また新規に必要な事業は極力、この事業に組み入れて実施をいたしたいと考えているところであります。

今般の国の経済危機対策臨時交付金事業及び公共投資臨時交付金事業を合わせまして、本年度中におきまして更に2億8,000万円規模の事業追加を検討しているということでございます。

それから公約以外の取り組みの中で長年の懸案でございました上更別明渠排水路、南14線の問題については平成22年度中に解消を図ってまいりたいと思っております。これには地域、地権者の協力をいただきたいということであります。それから本年度、更別村における地域新エネルギービジョンを策定いたします。この計画を元に更に各種エコ化事業を推進しなければならないと思っております。それから定住人口、戸数増加の傾向から公営住宅及び賃貸住宅の空き戸数がこのところ激減いたしてありまして、村内で総体的に見ますと10数戸となっているところであります。住宅需用判断の中で公営住宅老朽団地の解消も含めまして、公営住宅整備計画づくりを早い機会に行ってまいる必要があります。従って状況に応じましては総合計画実施の前倒しで行っていかなければならないと思っております。なお、急な企業の雇用が出てきた場合には賃貸住宅の建設を行っていききたいと思っております。

それから大きな課題といたしましては、従来からの十勝モーターパーク滞納等の問題を早期に解決させて新規展開を図らなければならないと思っております。これにはなかなか困難な問題もございますけれども、一層の努力をしてまいりたい。それから今般、十勝田園地域産業活性化基本計画が国の承認となっております。これを契機に一層既存企業の振興とともに企業誘致に努めてまいるものであります。更に公約には盛り込んでございますけれども、やはりこれからの農業を考えます時、大規模な農業、農業の多角経営を目指す農家におかれましては国の制度から申し上げましても、やはり法人化を図っていかなければならないと思っております。これにつきましては関係機関と連携して推進を図ってまいるものでございます。

議長
7番本多議員

その他、色々で行いたい事業、解決すべき課題が山積でございまして、残り2年足らずの任期ではありますが、更に職員と一丸となって初心に帰って公約にプラスした村づくりが出来ますよう全力を傾注し、村民の付託に応えてまいりたいと思っております。

今後ともご指導をお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

7番 本多さん

再質問をさせていただきたいと思っております。

今、進捗状況並びにこれからに向けた課題等の事業について色々とお話があったわけですが、前倒しというお話の中で村長の公約の中にもあったかと思うのですが、村民との対話を重視していきたい。また今年の村政執行方針にも住民参画と対話を重視していきたいということがあったかと思うのですが、現在、行政区懇談会、また各団体での講話などに私は止まっているのではないかと感じております。そこで地域内の要望などの発言はあると思うのですが、大体がその辺で終わってしまっていて提案内容について村全体で深めていくということは、なかなかないかと思うのですが、そこで本村の将来を考えて課題を具体的に上げて、全村から希望者を募ってその課題について議論を深める村民集会というものがあっても良いのではないかと感じております。その辺について村長のお考えをお聞かせ下さい。

議長
7番本多議員

岡出村長

ただ今の再質問であります。

現在のところ、目に見えたものは行政区懇談会が主なものとなっております。今年、春先からの各団体の総会には、その時のご挨拶でも申し上げているのですが、なるべくその団体毎に計画を取っていただきまして、村からの説明、それから私を呼んで懇談会を実施していただきたいということを私は呼びかけているわけでありまして、しかしながら、これはなかなか難しい面もございますので、ただ今、本多議員からご提案のございました全村民を対象とした村民集会につきまして検討させていただきたいと思っております。

それから例年1月に行っております村づくり懇談会についてのやり方等についても、関係機関と調整をさせていただいて少し皆さんの意見を生で聞くような方式にしていければと思っております。いずれにいたしましても各所に私が出向いていかなければならないかなかなか声を拾い上げることは出来ないものでありますので、私自身、一層の努力をまいりたいと思っております。

議長
7番本多議員

7番 本多さん

村民集会なるものやってもなかなか村政に興味のある方ばかりで全員が集まることは少ないかと思うのですが、そういった

議
村

長
長

色々な形で村の住民の声を吸い上げていただきたいと思います。

それと今、行政改革も行っているわけですが、前倒しをして事業を行っていかねばならないこともたくさんあるとお聞きしましたが、村長は多方面において色々と気配りをされて政策をやっていると思うのですけれども、そういった中で行革をやっていることが逆に後退していくのではないかと思うのですけれども、それについての見解はいかがでしょうか。

岡出村長

2年間執行させていただきました。

その中で行革の目標としている効果額につきましては8億円を効果額として掲げて実施してまいったのですけれども、現在のところ9億円を超える効果額を出せるということになっております。そうした中であまり行革を進めると色々な萎縮をしまして効果的な事業が出来ないのではないかというようなこともございますので、私はその時々に応じた財政執行というものを考えていかねばならないと思ってございますので、去年の後半から今年にかけては積極的な財政運営に転じているわけで、これは国の施策と連動した形で行っているわけでありまして、その中でやはり健全財政は必要なこととございますので健全財政を図りながら積極的な展開を進めてまいりたい。幸い、ここ2年間やってまいりまして、基金の取崩しの面で総体的には4,700万円程度だと思っておりますけれども、従来基金を減らしてございますけれども、これは必要なものをルール分を取り崩したところでございまして、基本的には基金を減らさないでやってまいりましたので、状況に応じては基金を活用しての財政展開を考えていきたいと思っています。村民のご要望に応えられる事業がありましたら是非、私どもも実施をしてみたいと思っていますところでありまして。

7番 本多さん

それでは次の質問に入りたいと思います。

2点目の質問ですけれども、農地の村外農家への流出についてでございます。

これは農業委員会会長によろしくお願いいたします。

近年、更別村の農地において、村外の農家による耕作が少しずつだとは思いますが、増えてきていると考えます。実際に現状はどうかということで、農業委員会にお尋ねをしたところでございますが、更別村の農地面積は12,249haです。そのうち賃貸面積が2,000ha、そのうち村外者農地所有面積は282ha、村外賃貸保有面積は31.5haでございます。合わせますと314haなのですけれども、割合にすれば村内農地の2.56%なのですけれども、村外の方が耕作しているということになっております。この314haの中には昔から村外の方が持っておられる土地も大分あるのですけれども、今年も私の近くにでも村外者が耕作する例もございまして、年々増えて

議
7番本多議員

議長
農業委員会会長

きているのではないかと考えております。ちなみに 314ha と言いますと更別村の平均で 6 戸から 7 戸の農家に相当します。更別村の 1 戸あたりの生産額は 4,000 万円以上でございますので、単純に計算しましても 2 億 8,000 万円以上が村外に流出していることとなります。これは本村にとっても大きな損失になるのではないかとこのように考えております。

また、今国会におきまして、農地法の改正が成立する見通しとなっております。これは 17 日に成立したわけですが、これによりまして農業分野を有望視する道内外の企業の参入がますます進むとの見方もあると言われております。

また、更別村の農地価格、賃貸価格も近隣町村に比べますと大変低く、求めやすくなっております。まだまだ更別村の農家は力と意欲を持っております。限られた農地をこれ以上村外へ流出させてはいけないというふうに考えております。村外流出の防止策を考えなければいけないと思っております。

そこで農業委員会会長の所見を伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

佐藤農業委員会会長

本多議員の農地の村外流失につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

今、ご指摘いただきましたように、更別村の平成 20 年度末における全農地面積が 12,249ha でございます。そのうち 2,000ha が小作地となっております。村外の方の更別村の農地保有面積は 282ha であります。そして村外者の方の小作地として耕作している農地につきましては 12.4ha でございます。村内の農業者以外の方が所有している農地が 19.1ha、合わせて 31.5ha でございます。

従いまして、本多議員のご指摘のとおり、約 314ha、2.6% になるのですが、その農地から生産されている物は村外に流れているということになるかと思っております。その点につきましては、私といたしましても大変な損失であると考えております。

今回、国会におきましても、農地法の改正が行われまして、先日 17 日に参議院で可決をいたしました。これが 12 月施行の見通しになるかとおさえてございますが、この改正の目的は特に内地府県におきまして、大変農地が荒廃いたしまして、その荒廃した農地を何とか有効利用出来ないかということで、何年もかけまして、これに国が取り組んできたわけでございます。この有効利用の転換ということで、賃貸期間の制限を 20 年から 50 年に長い期間に設定されるということになるかと思っております。そのことによりまして、企業の参入、これが問題なわけございまして、耕作者による農地の所有が最も適当であるという今までの農地の原則からこれを削除して、企業が借りられる農地を指定した耕作放棄地などに限る現行の規制を撤廃いたしまして、優良な農地もまた利用が出来るというようなこと

になるかと思えます。

従いまして、本多議員のご指摘のとおり、更別村の現在の農地の価格、賃貸の価格等を考えてみますと、確かに近隣町村に比べると低いと言われることがあるかと思えます。

しかし、私はここで申し上げたいのは、更別村の担い手の方が今後頑張ってもらっていただく上において、耐えていける農地価格、賃貸価格でなければならないと思っております。そこで農業委員会といたしましても賃貸価格につきましては、標準を設定してございます。ただ、その標準の範囲を若干超える場合もございますし、標準を下回る場合もございます。それらを農業委員会といたしましても十分考慮いたしまして、担い手の方に出来るだけ有効利用していただくということに努めているところでございます。

平成 20 年 2 月に更別村の第 4 期農業振興計画が策定されまして、前段で取りまとめをいたしました村内農業者からのアンケート調査をいたしました。その結果、本村の農業者の担い手の方の半数以上の方が規模を拡大したいという意向を持っておられます。

それに少しでも応えていかなければならないということで、農業委員会といたしましても、この問題に取り組んでいきたいと思っております。

農地の流出につきましては、本年も農地パトロール等を行いまし、て、農業委員一人ひとりが、担当地区内におきまして情報を早期に把握をいたしまして、そして村外流出を出来るだけ食い止められるように努力をしていきたいと思っております。

私達、農業委員会だけでは、なかなか全ての情報をつかみきれないことも多々あるかと思えますので、今後とも情報等をお聞かせいただければ大変ありがたく思っております。

今後とも、ひとつよろしくご指導を賜りますようお願い申し上げます。

7 番 本多さん

ただ今、農業委員会会長から詳しくご説明、また農業委員会の取り組みについて説明をいただきました。

この村外流失ということにつきまして、どういった策がいいのかということは自分の方からも提案はないわけですが、今、農家で困っているのは、今回の国会でも小作年数が 20 年から 50 年になったということで、なかなか小作地が自分の土地にならないということが農家としても今困っているのではないかというふうに思っております。

広尾町では今回の議会でも取得者に対して固定資産税の減免措置の条例が制定されたかと思うのですけれども、村としても減免ということよりも売る人が売りやすい環境にならないのかなと村の施策として何か考えられないかと思うのですけれども、村長のお考えがありましたらお聞かせ願います。

議長
7 番本多議員

議
村

長
長

岡出村長

今回の農地法の改正は、本州の遊休地をターゲットにしている所
有から使用の方向に向かう、賃貸期間の制限が20年から50年にな
ってしまうとか、企業の参入をよりしやすくするというような改正
でありまして、北海道といたしましては、今回の農水省の農地法の
改正については容認できないところが多々あるわけです。これにつ
きましては、北海道としての意思表示をしていただきたいと十勝で
も意見がまとまっているところでもあります。そこで、企業が買いや
すいということになると、これは、もしそういう農地が出ますと、
いったん保有という考えは以前から研究してきたこととございま
すけれども、これは農協の取得というのはい可能になるわけです。農
地を取得する特別な組織を作らなくても取得出来るということにな
ります。こういうことをもろもろ考え合わせて農協ともこれにつ
いては、もう1回既存農家のための農地行政というものを根底から検
討してまいりたいと思っているところでもあります。いずれにしても
現在の金利状況から考えますと、貸す方はずっと貸しておいた方が
得なのです。これが1番問題となっておりまして、購入者がより有
利な購入の仕方を出来るような施策の展開は国に求めていかなけれ
ばならないし、村としても農協と協議をして進めてまいらなければ
ならない事項だと思っているところでもあります。

農業委員会では、このことについては重大な課題ととらえている
ようでありますので、私どもも連携をしながら進めてまいりたいと
思っております。

7番 本多さん

それでは次の質問に入りたいと思います。

3点目の質問ですけれども、耕地防風林の造成の振興についてと
いうことで、去る5月19日の暴風によりまして、更別村におきまし
てもビートやグリーンアスパラなどに被害があり、ビートでは25戸
の農家で101ヘクタールの面積に被害が及び、そのうち30ヘクタ
ールが播き直しをしたと伺っております。

これがもう少し遅い時期であれば、豆類などにも被害が及び、もう
少し被害が増えたのではないかと考えられます。

このような被害は毎年あるものではございませんが、近年の地球
の温暖化により気象の変動が激しさを増してきております。更別村
においても耕地防風林を見直さなければいけないと考えております。

本村においても以前はたくさんの防風林があったわけですがけれど
も、近年の農業経営の規模拡大により、大型機械の運行支障や周辺
の作物の減収ということでもかなり伐採されました。

しかし、耕地防風林には風害による作物への被害や土壌の飛散を
防止する効果があるほか、農村生活環境や景観を維持する上で重要
な役割を果たしていると思います。また、農業振興にも欠かせない
と思っております。

議 長
7番本多議員

議
村

長
長

そこで村として耕地防風林の造成に対して助成するなどの政策はないものか村長の所見をお伺いします。

岡出村長

耕地防風林の造成振興についてお答えを申し上げます。

5月18、19日の強風、風塵によりまして被害を受けたわけであり
ます。

被害状況につきましては、第4回臨時会におきまして報告を申し上げたとおりでございます。被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げますところでございます。

今回の強風後、被害を受けた畑や防風林の中の砂がたまっている状況を見ますと、やはり、耕地防風林の効果は顕著にみられるところでございます。

森林の果たす役割は申すまでもなく、保水や自然災害の緩和、地球温暖化防止などが上げられるところでございます。

また、関係機関などにおいても、耕地防風林は、優良農地を守り、保全するために必要なものであり、伐採後の植栽を奨励しているところでございます。

更に、第4期更別村農業振興計画におきましても、豊かさと多面的機能を有する農村の構築の項目におきまして、耕地防風林の役割等について啓蒙活動等により取り組むところでもあります。

一方、本村における民有林は、ここ数年減少の一途でございます。また、必要としつつも、耕地防風林を伐採され、その後、植栽されない箇所が見受けられるところでございます。十勝、更別村の風物であった耕地防風林がなくなってしまうということにつきまして、この状況を非常に危惧しているところでございます。

農地・水・環境保全向上対策事業の活動組織においても耕地防風林造成を研究されていることをお聞きしてございますが、議員のご指摘のように、村の単独事業としても施策的に誘導が必要と考えているところでございます。

平成22年度の春から実施が出来るように今後検討し、ご協議申し上げたい事項だと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

7番 本多さん

議 長
7番本多議員

耕地防風林の事業ということで、芽室町あたりでは平成11年から平成13年位にわたって、国の支援事業があったように聞いていますけれども、今は国としての補助事業というのではないのでしょうか。

岡出村長

議 長
村 長

農地・水・環境保全向上対策事業で取り組めば、その経費は出てくるということなのです。ただ、農地・水・環境保全向上対策事業を実施していない地区もございますので、これをどうするのかということになります。

ただ農地・水・環境保全向上対策事業につきましても事業、予算

議 長
議 長
議 長
6 番松橋議員

につきましては、ある程度制限もあると思いますので、これらがスムーズに実施していくための方策を考えていきたいということです。

以前、村におきましては、平成 5 年から 3 年間程、苗木の補助ということを実施してきてございますが、こういう形でやっていくしかないのかなということで現在考えているところであります。

いずれにしても協議をさせていただきたいと思っております。

しばらく休憩いたします。 (11 時 00 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 15 分)

6 番 松橋さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は教育関係に絞って 2 点で教育長に質問をしたいと思えます。

ご承知のように、先般マスコミにも出ておりましたが、6 月の一般質問の時にも教育関係でさせていただいたのですけれども、ちょうど秋葉原の無差別殺人事件からちょうど 1 年経っています。それで先般も大学院を卒業した人が自分の先生を刺したり、日本の国も教育に関しては難しい時期かなと思っておりますし、やはり教育と食は人間生活の根幹だと思っておりますので、今回、国の経済危機対策を調べさせていただいた中で、スクールニューディール政策というものが出来まして、先般、教育長にもお聞きしましたら、村の方も十分理解はしております、その中から質問を今回させていただきます。

その中で 100 年に 1 度と言いますか、教育ばかりではないのですけれども、国から補正の中で決まったものがどんどん降りてきて、それでスクールニューディール政策というものがどこにあるかと言いますと、大きな項目で 1 つ目が緊急的な対策、底割れの回避、これが 雇用対策、 金融対策です。2 つ目が成長戦略、未来への投資、これが 低炭素革命、 健康長寿・子育て、 が底力発揮・21 世紀型インフラ整備、3 つ目が安心と活力の実現、政策総動員、 地域活性化等、 安全・安心確保等、 地方公共団体への配慮、4 つ目が税制改革、これが俗に言われている住宅等の減税で、その 2 つ目の成長戦略、未来への投資の中の 低炭素革命の中にこの項目がありました。それで規模は国費が 1.6 兆円、事業費が 2.2 兆円と、このスクールニューディール政策は、低炭素革命が、1 つには太陽光、低燃費車・省エネ機器等世界トップ水準にある環境・エネルギー技術の開発・導入促進、交通機関及び交通・物流インフラの革新等により、世界に先駆けて、低炭素・循環型社会を構築するとともに、都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略の強化等により、資源大国を目指す。(1)として太陽光発電、太陽光をはじめとする新エネ・省エネ技術の普及を急加速するため、スクールニューディール構想、ここに出てくるのです。そこで、スクールニューディール構想なのですけれども、1 つ目には、公立小中学校の耐震化の状況、それで

更別村の公立小中学校は終わっていますということで、ただ学校給食センターは除外の建築物であるので対象外、ただ将来的な大災害等が発生した場合は、ここが食事提供施設の役目等を負うこととなりますので、この際、これに予算をいただいて、そこも改築をして、その辺も考えてほしいと思っております。

それから2つ目の公立小中学校の太陽光発電導入とエコの改修、これは今年予算の中で更別小学校へ太陽光発電の設置をしますということで、それで一番大事なことは更別中学校と上更別小学校はどうするのか、それともう1点は、せっかく太陽光発電をしまして、自家発電をして事業の中で子供達にどういうふうに、それが伝わっているのか、それからどういう授業で教えていくのか。せっかくですから有効活用する、出来るならば上更別小学校は小規模校ですけども、更別中学校も将来的には考えていくのかどうかということもお聞きしたいと思います。

3つ目に公立小中学校等のICT環境の整備事業、これは簡単に言いますと、デジタルテレビ及びコンピュータ等の整備を、各公立小中学校につきましては、この予算で全部してしまいますよということです。それと電子黒板を6万箇所に約44万台整備するということで、電子黒板というものは素晴らしいもので、もし各学級にありますと非常に勉強の程度が進むということです。それで是非これもこの際考えてほしい。それとコンピュータの整備については、まず1つには全てのテレビをデジタル化する。また校用のコンピュータを教員に1人1台とする。それから教育のコンピュータを児童生徒3.6人に1台、現在は7.0人に1台です。それから全ての普通教室に校内LANを整備する。これも100にする。それでこれは手を上げた市町村にくれるということで、それに交付金がつきますから行政の持ち出しは考えなくていいという素晴らしいことだと思っております。それで今の3点について、まずお答えをいただきたいと思っております。

阿部教育長

松橋議員からのご質問にお答えを申し上げます。

スクールニューディール構想に関連してのご質問でございますが、今年4月10日に発表されました、経済危機対策の一環としての、そのうちの公立学校施設に係るものとして、スクールニューディール構想が盛り込まれたところでございます。

1点目のご質問の、学校等の耐震化についてでございますが、本村の教育関係の施設におきましては、関係する法律で、耐震診断を行い、必要に応じて改修を行うように努めなければならないとされており、特定建築物に該当するものは全て、耐震診断を実施するか、もしくは規定の年限以降の建築ということで、安全が確保されているということであります。耐震改修が必要とされた施設につきましては、既に改修を終えております。100%の耐震化率という

議 長
教 育 長

ことをご理解をいただいでよろしいかと思いますが、ただし、この規定に該当いたしません、基準によって、平屋建てでありますとか、面積が小さいとか、そういった部分では、教育関連施設では、学校給食センター、それと上更別幼稚園については、耐震診断を実施していないところがございます。

順に考え方をお話申し上げたいと思いますが、上更別幼稚園につきましては、昭和 49 年の建築でございます、35 年を経過して老朽化が進んでおります。本来であれば、改修を計画すべき施設と考えるところでございますが、ご承知のとおり、多い時で 39 名を数えました園児も、1 番少ないところでは、平成 19 年度に 8 名の園児まで減少しております。なお、それ以降、また増えてきておまして、今年度で 16 名、来年度で 20 名ということで、非常に園児数が増えてくるわけですが、それ以降、また今の予測では、かなり減少する、これは上更別ばかりではなくて、更別幼稚園についても同様でございますが、そういった園児数の増減が非常に予想される中で、改築にあたりましては、今後の園児数の推移を慎重に検討する必要がありますと考えております。そういうことで、改築もしくは耐震診断も含めまして当面の間、園児数等の状況、園舎の状況等の様子を見たいと考えておまして、今のところは耐震診断に取り組むかについては結論を出せない形でございます。

学校給食センターについてですけれども、この施設につきましては、更別村の別な計画の中でも、大規模災害の折に被害住民等への食事供給施設として、村の地域防災計画にも位置づけられておりますことから、今回の構想の対象の中で、補助の対象、交付金の対象ともなりますことから、耐震診断を是非計画をしたいと考えております。

なお、給食センターの改築等のお話ですけれども、調理の動線等を考えれば、今ひとつ別の動線が出た場合には、どうしても手狭になってしまうという、若干の手狭感がございますけれども、児童生徒数の減少、非常に大きく減り続けてきておまして、それに伴いまして給食センターから提供しております食数も減少を続けておりますことから、即、増築の検討、もしくは改築の検討を行うことには課題があると考えております。今般、耐震診断を実施させていただくという計画をさせていただきますので、その診断の結果を得た後に、建物構造の問題や費用対効果の側面、その必要性などを全体的に考えて、その点も検討していきたいと考えております。

次に、太陽光パネルの設置の関係でございますが、今年度の当初予算で、更別小学校に 10KW 規模の太陽光パネルを設置することとさせていただきます。これは、省エネ、エコ、電気料金の節減効果などもございますが、一方で早い時期からの環境学習の体験の重要性でありますとか、他の学校での、この設備を活用した教育の観点並びに地域村民の皆様への環境意識の高揚等の効果も考えま

して、更別小学校に設置させていただくものでございます。

今般、当初予定しておりませんでした。今回のスクールニューディール構想補助金、交付金の対象となりましたことから、国の補助申請、内定を待っての着工ということで、9月以降の工事着手を予しております。

パソコンの関係等も含めまして、早い者勝ちというか、先に手を上げた者が順についていくという様相の中で、これについても既に手を上げて計画をしているという声を上げているところでございます。

ご質問にありました、授業等での活用につきましては、今のところの想定でございますけれども、1、2年生の低学年につきましては、生活の授業の中で発電設備に接し、更に自然や環境の大切さに触れることということで計画をされておりまして、その時間数の設定にもよりまして、概ね10時間程度の設定でいけるのではないかと考えております。

3年生から6年生につきましては、総合学習の時間で、同じように発電の仕組みや、その原理の学習、環境やエネルギーについて考える機会を持たせ、地球温暖化などの将来の課題に対する意識啓発に取り組むこととしております。これにつきましては概ね13から15時間程度の時間を充てられるのではないかと想定をしております。

また、村内の他の小、中学校での授業の活用についても是非この施設を使ってということで推進をいたしまして、更に地域住民への見学、開放等、環境意識の啓発のための設備のPR、見学会等を行うことも計画をさせていただいております。

蛇足ですが、発電の状況は、校舎内の一定の場所にパネルで常時、表示をして、児童が日常的に「今何キロワットの発電である。」「今何キロワット使っている。」というようなことをわかりやすい画面で設定をして、その学びやすい環境を提供する。さらにそこに祖父母参観日でありますとか、地域参観日等で是非こういったものも設備してありますということを多くの住民の皆様にも見ていただくということを考えているところでございます。

ご質問にありました、村内の他の学校への設置についてでございますけれども、若干、現在では非常にコスト的に高くなるということ、発電の内容によっては相当大規模なものでなければ必要とする電気量を賄うには至っていない。耐用年数を考えた中では、耐用年数が来る頃までには、ちょうど経費を消化する程度で終わってしまうという部分がございます。また技術的、それに電力会社の買入等の価格の問題もございまして、維持管理等の関係で、いくら国からの100%近い補助金ではありましても、若干の問題点があるとは認識をしております。ただ、現在、村部局におきまして、今回の議会に提案されておりますけれども、更別村地域新エネルギービジョン策定委員会が設置され、そのビジョンが策定されますことから、その

中で他の学校、幼稚園等について設置が可能か、もしくはすることが妥当かどうか検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問のありました、省エネルギーの改修につきましては、それぞれに学校3校とも二重サッシ、もしくは複層ガラスでございます。構造も鉄筋コンクリートでありますことから、ある程度の断熱性が保たれているところでございます。省エネの改修を行いまして、更なるエネルギー消費の削減の必要があるとは思っておりますけれども、今のような構造の建物に更なる大規模な改修を実施する場合には、大規模な改修が必要と思われまますので、そのための工事経費等と省エネルギー効果との費用対効果を考えまして、今のところは3校の新たな省エネ改修については先送りにしたいと考えているところでございます。

次に、ICT環境の整備推進についてでございますが、情報通信技術ということで、これも既に手を上げさせていただいているところでございます。

地上デジタルテレビ等の整備につきましては、現在、各校ともに1台も整備しておりません。この機会に是非整備を行う方向で検討したいということで考えております。

基本的に今持っております全てのテレビのデジタル化が対象となりますけれども、各学校を含めると、例えば更別小学校で18台、非常に多くの台数があります。ただ現実的には各教室で放送、即受信をして授業に使うという使い方は、あまり考えられないということで、DVDでありますとか、記憶の媒体に録画をしていい時間の授業の時に使うという形でいけば、現在の更新間もない今のテレビで十分間に合うという部分がございます。ただし、素晴らしい画像でしかも今現在の放送の部分も見られるようにすべきだということから、大きめのテレビ画面のデジタルテレビを各階に1台ずつ移動出来る仕組みのものを整備して、各教室に運んでみるという形での導入を考えております。

この方針から、更別小学校、更別中学校につきましては、職員室用1台、これは録画等に使います。それから各階に2台の導入を考えております。なお、上更別小学校につきましては、学級数が少ないことから、逆に大型のものを入れるよりは、経費的にも少なく済むために職員室用1台、教室用3台ということで考えております。更に幼稚園には各1台の導入を計画しております。

それと、電子黒板につきましては、私もまだ認識不足のところがありますけれども、通常の大画面のテレビのものに片隅にコンピュータを接続する器具をつけまして、パソコンと直接つながる、実際の運用にあたっては、パソコンの画面をそのまま映し出すことが出来るということと合わせまして、電子ペンでそこにものを書くことが出来るなどで、雰囲気的には毎朝の天気予報の時の画面等を考えていただければ、それを通常のパソコンからの画面を多く使いなが

ら、拡大して子供達に教えることが出来るという非常に有効だと思います。これにつきましては、1つの学校に1台という基準でございます。私どもも是非これを導入して有効に使っていただきたいということで、各学校とも各1台を導入することで計画をしております。

それと先生方用のコンピュータにつきましても、管内では2町村が既に昨年度導入を終えておりますが、更別村ではまだ導入しておりません。この機会に教員1人1台の整備を進めたいということで、更別村での合計は41台の教員用パソコンの導入を計画しております。

教育用コンピュータも同時に今回の対象となったということですが、各配置済のコンピュータは、それぞれの学校で7年目から9年目までと耐用年数を超えており、故障等も徐々に増えてきておりますから、この機会に整備を進めたいと考えております。

スクールニューディール構想の中では、3.6人に1台ということなのですが、現実、その便利性を考えますと、各教室にパソコン等を持ち込んでコンピュータを使った授業を行うということは非常に少ない。不便であるという部分があります。今のとおり、コンピュータ室に移動して色々な付属機器もついた、整備された中で利用するということが1番良いという部分がございますので、今までどおり、コンピュータ教室にある程度の台数を整備いたしまして、コンピュータ教室の使用を考えた台数ということで、更別小学校では38台、上更別小学校では15台、中央中学校では43台、それぞれの生徒数等に応じて1人1台を使う時には使えるという形で考えておまして、現在のところ合わせまして96台の台数を整備する予定をしております。

結果的に村内全部で合わせますと、この合計で生徒数から割り返しますと、3.2人に1台の整備ということで考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

6番 松橋さん

先般、運動会が上更別小学校であって、黙って聞いていますと、スピーカーの機器が古いのか、校長先生も困ったものだということでした。せいぜい、よく教育委員会も現場の声を聞きまして、国が丸抱えと言ったら言葉は悪いのですが、この際、整備するのはしてしまおう。自分の孫も大樹小学校へ行っていて、最近の学校は素晴らしいです。学校が素晴らしいからどうのこうのではなくて、同じ環境で子供達がいくべきだと思っていますから、機器を揃えたから素晴らしいということではなくて、子供達が電気から太陽光から出来る意味も含めまして、その辺の授業をこれを機会に頑張ってもらいたいと思いますし、教育長の言われているとおりだと思いますし、今回は機械類を整備していただけたらと思っています。

議長
6番松橋議員

議長
6番松橋議員

ただ、上更別のような学校でも、放送機器も含めまして、おそらく校長先生はともかく、現場の先生はこれを承知していないと思うので、内部協議をしまして、国の方も教育委員会から各自治体の財政当局に早期に働きかけて、財源を確保することが重要ということを書いてくるのですから、アンテナはたくさん張っておいて遠慮しないで十分に活用していただきたいと思います。

6番 松橋さん

学校給食における地場産物の利用拡大についてお聞きしたいと思います。

これも春の予算の時にも米の給食を4回というお話を若干させていただいたのですが、なかなか財政やおかずの関係で無理ですよというお答えはいただいているのですが、これも若干調べさせていただきましたら、名目は地産地消・産直緊急推進事業、学校給食地場農産物利用拡大事業、国もこれが事業として上げてきております。

それで平成22年度までの2年間、地場産物の利用割合を一定以上増加させる計画を有する地域に対して生産者と学校給食関係者との連携活動や地場の野菜や牛肉等の利用を拡大した献立の導入をする。地場産品の原料費、地場産物の利用増加させるために必要な集荷、配送の経費を助成するという事業です。

それで、条件がついていまして、量的に国で地場産物を使っている平均が今は22.3%だそうですが、22年度までに30%に上げるということで、その辺、更別の状態を含めて教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

教育長

議長
教育長

学校給食におきます地場産物の利用拡大の関係につきまして、お答えをさせていただきます。

ご質問の学校給食地場農畜産物利用拡大事業ということでございますけれども、その内容といたしまして、ちょっと不認識のところがございますけれども調べさせていただきました。この中でこの事業につきましては、都道府県等が区域内で一つの事業実施主体を公募いたしまして決定、その主体は農協、市町村が構成員となる協議会などで、場合によっては農業団体、農協、加工業者、学校設置者等の事業実施となるものも含まれるわけですが、ひとつの市町村の単位で、地場農畜産物の利用を拡大、定着させるための計画を策定して、その給食関係に供給するという内容でございます。その利用割合を22年度まで20年度に比べて5ポイント以上拡大させるか、または品目数か重量5割以上拡大させるという仕組みを持っております。22%を30%にするというのは、全国的な目標の部分でございます。団体としては、その5割もしくは5ポイントということですが、その計画によりまして地場産の農畜産物を増やした献立で供給した場合に増えた分の農畜産物の差の部分の材料費の2分の

1 を助成するという内容になっております。この給食供給につきましては、回数が制限されておりまして、年間 20 回までという上限となっております。

ということで、更別村の学校給食の地場産農畜産物について実際はどうなのかということで調べることにいたしました。年間を通してその食数全ての食品につきまして、通常の加工しておりません原材料であれば非常に簡単なのですけれども、加工しているものにつきましては 5 割という基準でございます。5 割以上、都道府県、ひとつの県の中で生産した材料が入っているかどうかで回答になるということがございまして、時間がございませんでした。それで昨年 9 月の 1 か月について調べさせましたところ、規定では、品目数または重量とされておりますことから、重量で比較いたしました。昨年 9 月の使いました食材全ての中で、更別村産につきましては全体の量の 19.8%、更に北海道産が加工食品も含めまして 34.4%、合わせまして 54.2%の地場産物を 9 月に限ってですけれども使っているということでございます。申請の場合は、1 年間の平均値が必要ですが、月によって変動は予想されますけれども、基本的な献立でありますとか、食材に対する考え方は変わっておりませんので、それ程大きな割合の変動は無いのではないかと推察するところでございます。食育推進基本計画の目標割合 30%は今後も達成していけるのではないかとこのように判断しております。

ご質問の、利用拡大事業に対する取り組みですが、現在の状況から判断させていただいて、現状の使用割合が非常に高い状況にあり、変化に富んだ興味を引く給食の提供という観点から、これ以上、道産食材、もしくは更別産の食材を増やすことは、単調な給食内容にならざるを得ないという部分も若干出てきたり、どうしても本州産のバラエティに富んだ、また外国産のバラエティに富んだ食材等も取り入れることで、かなり子供達の食に対する興味、喜びを引くという部分もございまして。ということで更にそういった意味で特定の産地食材の品数、量を増やすことは若干の難しさがあります。

また、本件の事業採択が北海道で一つでありますこと、更に採択になった場合に交付されます補助金につきましては、更別村では年間 200 回の給食を提供しておりますけれども、その 1 割、20 回程度の回数であります。原材料費の 2 分の 1、差額の 2 分の 1 という部分、更に食材の多くを地場産に限定して増加させることは経費の増加につながります。そのことが保護者の負担増加にもつながることなどから考えまして、非常に良い事業ではありますけれども、別な面で考えることといたしまして、この事業への積極的な取り組みは難しい部分があるというふうに考えております。

ご指摘の、子ども達に対する地場農畜産物の安心、安全であること、食事の大切さ、命をつなぐ農業という大切な産業であることに

議長
6番松橋議員

つきましては、十分認識しております。現在も実施しておりますが、総合学習、生活科の時間を使っての農園授業、更に農協青年部や更別農高生との交流を十分活用させていただきながら、更には栄養教諭による食育の授業、給食指導、学校給食だよりでの地元食材の種類や働きの周知、ふるさと給食助成金を使っての地元食材への提供を続けるなど、地元産物の大切さを教える事業を推進してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

6番 松橋さん

金額的にもこの事業に乗って大きな金額が助成ということはないのですが、教育の観点で、更別の農業の特色で原材料の馬鈴薯を何十トン、何百トン、スイートコーンも機械でうぁーっと収穫する。この間、村長も言われましたが、牛肉を地元でやっとならば、3日程やらなければ1頭分を処理できない。これは産地だからしょうがないのですけれども、もちろん予算のこともあるのですけれども、やはりどうしてアンテナショップが出来ないのかなと思います。やはりお金のこともありますが、前向きに行政も含めて取り組んでほしいと思います。例えばトラクターバンパが定着しまして今度開催されますが、あそこに何か更別村の産物をテント村で置けないものかと考えています。こういう事業ばかりではなくて、毎日の積み重ねだと思っていますので、そういうことも含めて行政も考えてほしいと思っています。もちろん、ここは米を買う地帯ですから、理解はしますけれども、気持ちの中で前向きな答弁をいただきましたからうれしいのですけれども、前に向かって、それから上更別小学校の機器のようにその辺も含めて周辺整備を今回の事業でしてほしいと思っています。

議長
議長
議長
2番高橋議員

この際、昼食のため、しばらく休憩いたします。(11時43分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(13時30分)

2番 高橋さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い2点の質問をさせていただきます。

最初に1点目でございますけれども、農の雇用事業を活用した振興策についてということでご質問させていただきます。

雇用情勢の悪化が深刻になっている中で、農業部門の雇用労力は必要であるとするところです。そんな中、農水省は雇用対策の1つとして全国農業会議所を窓口としての農の雇用事業に取り組んでいるところでございます。今年度補正予算として39億円を確保して、昨年度の第2次補正予算では17億円で、これを継続する形で実施するというところでございます。また事業内容は緩和され、家族経営、一般農家でも可能ということで、わが地域でも少人数の家族経営での大型酪農家、また野菜農家等では必要であると考えます。そのことによって村も人口増にもつながると思うところであります。

今、現在、この事業は1年限りということで、村ではその後の支援

議
村

長
長

策と考えますが、村長のお考えを伺いたいと思います。

岡出村長

高橋議員のご質問の、農の雇用事業を活用した振興策についてお答えを申し上げます。

農の雇用事業につきましては、国におきまして、経済不況対策のための雇用拡大と農業の人材確保のための担い手候補の育成を兼ね備えた事業といたしまして、平成 20 年度の第 2 次補正予算により実施されておりますが、今年度におきましても第 1 次補正予算により実施されることとなったものでございます。

また、この事業につきましては、緊急対策ということから、雇用期間 1 年となっているところであります。議員ご質問の、国の施策後の支援対策ということでございますけれども、本村の取り組み状況から申し上げますと、本村における担い手の育成、農業実習生の受け入れにつきましては、農協や農業委員会などの関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターにおいて実習生の研修、受け入れ対策、共済掛金等の支援などの事業を実施いたしているところでございます。

しかしながら、この事業につきましては、ここ数年、農家の希望受け入れがございまして、活用されてこなかったということでもあります。そうしたことから、今年度、改めて農業担い手育成センターの事業内容を再検討するということにしているところでございます。

更に、国における今回の事業実施対象者は、農業法人を主としているところでございますが、これらのことなどからもうかがえますが、農において雇用創出を促進するためには、やはり、農業経営の法人化の推進も必要と考えているところであります。

このところ、国の農政、支援策が農業法人に向かっているということもございまして、こうした状況を受けて、今年度、更別村担い手育成総合支援協議会におきましては、法人設立活動支援を計画しているところであります。

今回の対策につきましては、これら村における事業の実施状況等及び国の事業の状況を踏まえた中で、商工業者とのバランス、他町村の状況、更には関係機関と更に検討してまいりたいと思っているところであります。

以上、答弁といたします。

2 番 高橋さん

ただ今の村長のご返答をいただきましたけれども、法人化の推進、法人化の活動の支援ということで、なかなか法人化ということは設立しても難しい場面があると思います。そんな中で国も一般農家も対象とするというようなことでございますので、村もこの事業の活用をなお一層お願いしたいと思うわけでございます。またこれに伴いまして、独身寮と言いますか住居が必要不可欠ではないかと思

議 長
2 番高橋議員

議
村

長
長

ます。それに関しては村との連携、また村の空き地が大分減っているというようなお話がございましたけれども、村の空き地を借りてそれを村で賃貸するとか、また行政が建設すると事業費がかかるといの中で民間が建設して村が賃貸というのは出来るのかどうかお伺いしたいと思います。

岡出村長

今回の国の対策につきましては、現在のところ、法人農家が何軒か申し込みしたいということでありますので、その手続きは行っているところであります。個人の大型農家の方、また野菜農家でそういう申し込みがあれば私どもはなるべく該当になるように支援をしていきたいと思っておりますけれども、その後の雇用につきましては、村の支援については、これから検討させていただきたいと思っております。

それから研修に伴う独身寮については、以前から研修センターを建設すべきかどうか計画が出来ては消え、出来ては消えというような状況でありまして、腰を降ろして更別村に住んで研修を受けたいという方については現在の住宅もございますので、その中で利用していただきたいと思います。その中でどうしても戸数が恒常的に足りないということになりました折には、そういうことは考えていかなければならないだろうと思っております。ただ、民間の方が建設して村が借り上げるということになりますと、かなり民間の建設をされた方に儲けも入りますので、高上がりになってきますので、その辺のことを考えなければならぬし、現在そういうことはあまり想定してございませんので、これにつきましては今後の課題になるだろうと思っております。いずれにしても研修制度を農家の方が積極的に取り入れたいということになってきますと、私どもも農協と検討して進めていかなければならない事項だと思っております。

2番 高橋さん

議 長
2番高橋議員

ただ今、村との連携、村の空き地の賃貸、民間の建設により村が賃貸ということは逆に経費がかかるというお話がございました。

これは本当に若い人は聞くところによりますと部屋が足りないという話も伺います中で、本当に農協との連携も加味しつつお願いしたいと思います。

以上をもちまして1点目の質問を終わらせていただきます。

続いて2点目でございますが、一般廃棄物処理計画についてということでご質問させていただきます。

本村でも一般廃棄物処理計画を策定し、平成12年に下水処理場、上更別地区農業集落排水と農村部における個別排水合併処理浄化槽の整備事業等で公衆衛生環境が著しく向上しているところでございます。また、リサイクルセンターなどが機能し、ごみの分別なども進み併せて住民意識が向上していると思われま。また、今年の4

月からはディスポーザーの条例が整備され、住民サービスにおいて先進的な取り組みをされているところでございます。

それらの進捗状況も含めて、今後の一般廃棄物処理についてのお考えをお伺いいたします。

岡出村長

次に一般廃棄物処理計画についてのご質問にお答えを申し上げます。

本村の一般廃棄物の処理量につきましては、基本的には平成 11 年度に策定した更別村ごみ処理基本計画と、平成 12 年 1 月に策定いたしました更別村生活排水処理基本計画に基づき実施しているところでございます。ごみ処理計画につきましては、計画期間を平成 12 年度から平成 22 年度まで、また生活排水処理計画につきましては、平成 11 年度から平成 21 年度までのそれぞれ 11 年間としているものでございます。ごみ処理計画につきましては、家庭や事業所等から排出される一般廃棄物を管理するための基本計画でありまして、廃棄物の原料、リサイクル及び収集、運搬、中間処理、最終処分の基本となる事項を定めているところであります。ここでごみ収集と処理方法について簡単に申し上げますと、家庭から排出する家庭系ごみと事業者が排出する事業系ごみに大別されまして、いずれも本村が加盟している十勝環境複合事務組合のくりりんセンターに搬入し、処理をしているところであります。この搬入量は平成 20 年度実績で可燃、不燃を合わせまして約 325 トン、平成 17 年度と比較いたしまして 26 トンの減、率にして 7.5% の減となっているところであります。また一般資源ごみの紙類、ペットボトル、缶、瓶、プラスチック類を村のリサイクルセンターで受け入れをさせていただきまして、この取扱量は平成 20 年度で約 356 トン、平成 17 年度と比較いたしまして、17.6 トンの増、率にして 5.2% の増ということでありまして、リサイクルセンター全体の受け入れ量に関しましては、金属類、木くずなどを含めて約 381 トンでございまして、これにつきましては平成 17 年度と比較して約 123 トン減となっております。減の要因といたしましては金属類で約 37 トン、がれき類で約 15 トン、木くず類で約 89 トンの減となっているものであります。

次に生活排水処理計画でございますが、平成 8 年に策定された下水道基本計画に基づき、更別市街地においては公共下水道事業、上更別市街地につきましては、農業集落排水事業、また農村地域におきましては、平成 14 年度からの個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の普及を図ったところでございまして、全村が水洗化区域として現在に至っているところでございます。水洗化人口の推移でございますが、平成 21 年 3 月末で下水道が区域内人口 1,828 人に対しまして 1,699 人、普及率で 92.9%、農業集落排水につきましては、人口 91 人に対しまして 75 人、普及率で 82.4%、個別排水につきましては、人口 1,540 人に対しまして 812 人、普及率で 52.7%、

全体といたしましては、約75%の普及率となっているところであります。まだ水洗化されていない世帯が村内でおよそ270数戸あるものでありまして、今後も下水道への接続、個別排水施設の設置について普及促進を図ってまいりたいと思っております。また、ディスポーザーのことにしましては、今年の4月から設置を認めたわけでありまして、現在、2戸の方が設置したということになります。これにしまして、普及はこれからと思っております。また水洗化されていない世帯につきましては、従来のバキューム車による汲み取りということであり、水洗化の普及によりまして汲み取り件数は減少となっている状況にあります。これら処理にしましては現状の方式で処理をしております。今後とも本村におきましては環境循環型社会形成の推進に向けての資源の有効な利用の促進を図るべく廃棄物の発生抑制、再利用を基本に村民皆さん方のご協力のもとに進めてまいります。

そのようなことで答弁とさせていただきます。

2番 高橋さん

ディスポーザーについては現在、2戸ということで、わりと進捗率が少ないのかなと思いました。また下水道には270数戸がされていないということですが、ごみ等の問題は昨年、所管事務調査でも調査をし、勉強させていただきました。下水道と上更別農業集落排水、また農村部においては合併浄化槽の普及が上れば上がる程、し尿の件数が当然減ってくると思えます。そんな中で、し尿の汲み取りの請負委託費が減ってくる中で運営出来なくなるというような状況も考えられますが、そのことについてどうお考えですか。

岡出村長

現在、270数戸が単純に汲み取り処理ということですが、

そこで個別排水処理施設による整備に比例して単純な汲み取りの戸数が減ってくるということでありまして、私どもも実態としては平成17年と比較いたしますと、単純に汲み取りされている戸数については量でいきますと約17%程がここ数年で減っているということです。それから個別排水処理施設の汲み取り量については17年と20年を比較しますと約6割伸びているということなのです。そういう実態と十勝管内の汲み取り料金、現在、更別村におきましては1リットル5円30銭、これは各汲み取り家庭からご負担をいただいているわけですが、十勝管内の平均としては1リットル6円程度になってございます。更別村の汲み取り料金の金額としては約中間に位置するということなのです。ですから、更別村の場合、平成9年に料金を改定しているわけなのです。それですと改定してこなかったということは、更別村の場合は十勝管内で高くもなく低くもないということの中で、現在まで据え置きをしておりますけれども、ここに来て燃料費、そういう資材が高騰してご

議長
2番高橋議員

議長
村長

ざいますので、使用料の見直しにつきましては3年毎に見直しているわけでありますので、各町村等ともう少し研究をしていきたいと思っ
ているところであります。ただし、あまりこれを上げることによって即
住民負担につながる問題でございますので、ここはやっぱり慎重にし
ていかなければならないと思っ
ているところでもあります。よく管内の実態、経費の実態を調べまして
判断してまいりたいと思っ
ています。

議 長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

ただ今、村内では5円30銭でし尿の委託をしているということで、
これは条例、規則にもありますように、汲み取りをしていただいた
家庭がこれを払うということで、料金を上げれば当然利用者の負担
になるということで、弱者の負担もかかりながら業者も合わないとい
う中では委託料の補助をいくらか考えながら業者との整合性も図
っていただきたいと思っ
ますが、それを是非実現させていただく
ことをお願いして最後の質問にさせていただきます。

議 長
村 長

岡出村長

おっしゃられるとおりであります。

これがし尿の汲み取り料を上げるということは、特に個別浄化槽
が出来る家庭はやっておられます。それで色々な事情で出来ない。
老人家庭等、弱者といわれる方々がなかなか個別浄化槽の設置に踏
み切れないところもございます。そういう方々がこの料金を上げる
ことによって負担が増えるということになってきますので、慎重に
しなければならぬと思っ
ているところです。

それから委託料を負担している町村につきましては、広尾町だとか
陸別町だとか遠方の町村が多いわけです。汲み取り料の中に運搬
料を含んでいますとどうしても遠い町村が住民の負担になるもので
すから運搬委託料を出して他町村との均衡を保っているということ
になっているわけであります。

そういったこともありますので、一概に町村の比較は出来ないも
のですから、この辺はもうちょっと掘り下げて検討させていただき
たいと思っ
ます。

議 長
議 長

よろしく願っ
いたします。

これをもって、一般質問を終了いたします。

日程第4、議案第39号、更別村地域新エネルギービジョン策定委
員会設置条例制定の件を議題といたします。

本案について委員長の審査報告を求めます。

高橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

第2回定例会において、総務厚生常任委員会に付託された議案に
ついて、6月16日に、担当課長等の出席を求めて審査を行いました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第39号、更別村地域新エネルギービジョン策定委員会設置条
例制定の件は、地球温暖化抑制等のため総合的な新エネルギーの導

入に向けた「地域新エネルギービジョン」等の策定委員会を設置するものであり、本条例案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議 長

以上で審査の報告といたします。
これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。
委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
議案第 39 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから議案第 39 号に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
おはかりいたします。
議案第 39 号に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。
議案第 39 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、議案第 39 号、更別村地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 5、議案第 43 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長
議案第 43 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算(第 2 号)の件でございます。

平成 21 年度更別村一般会計補正予算(第 2 号)は次に定めるところによるものであります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,794 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,003,718 千円とするものであります。第 2 項については、お目通しを願います。

今回の補正予算につきまして、歳出から説明させていただきます。
7 ページをお願い申し上げます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきまして、731 千円追加するものであります。需用費におきまして、389 千円、これにつきましては、庁舎のひさし部分の修理が必要となったところでありまして、その改修費でございます。12 の役務費、83 千円につきましては、LGWAN・イーサ回線料で追加するものであります。19 の負担金補助及び交付金、259 千円につきましては、情報通信基盤

施設設置助成ということで追加するものでございますが、高速情報通信網につきましては、更別村全村を利用サービス区域としてこれまで整備を図ってきたところでありますが、防風林等の障害、それから地形によりまして、どうしても受信が出来ないという所につきましては、それぞれ補助をしてアンテナ等の追加整備をしていただいているわけでありまして、その中でこれまで補助もしてまいったところでありますけれども、なお数件、相談がございますことから補正をして整備を図っていくものであります。受信を出来るようにしていくということであります。

目3 財産管理費につきましては600千円の補正であります。これにつきましては村有財産の整備費でございます、旧更南小学校の跡地、道路沿い等に老木等がございます、これが電線等の支障、環境等からも問題があるということでありまして、これを処理し、整備をするものでございます。

目4 地方振興費、12,299千円の追加であります。1つには説明欄の(1)にありますように、宅地分譲事業の経費として分譲地の買戻し費ということで、4,881千円を予算化したものであります。1件はセオイの里の売買に関しまして、契約解除の申し出がありましたものですから、買戻しをするということで1,108千円予算化したいということであります。福祉の里宅地分譲地におきまして、約5割以上売買となつてございますけれども、毎年のように解除の申し出が出てくるものですから、どうしても特約条項を付けての販売になるものですから、こういうことが度々起こるわけでありまして、従来、土地開発公社でこういう事業を行っていたときは、こういう問題が出てこなかったわけですが、一般会計の単式経理になりますとどうしても予算措置をして買戻しに応じなければならないということになります。従って、現在、買戻しの申し出はございませんけれども、出てきた場合には即、払い戻しが出来るように1件予算化をしておくということでございます。それから地域新エネルギービジョンの策定経費7,418千円を予算化するものであります。

内訳といたしましては、報酬で270千円、旅費で684千円、これにつきましては、道内を主といたしまして、先進地視察の旅費でございます。需用費につきましては794千円であります。これにつきましては印刷費を予算化するものであります。会議費の食料費といたしまして、飲み物でございますが11千円予算化しております。12の役務費といたしまして48千円、これは通信運搬費、郵便料でございます。13の委託料といたしまして、5,392千円、これにつきましては策定の事業を委託するというものであります。14の使用料及び賃借料につきましては、道内、道外の先進地視察の折にタクシー、バスの借上げを想定いたしまして予算化をするものであります。目8 村有林管理費、これにつきましては、補正額は0円でございますが、補助金が認められたことによりまして、財源振替を行うも

のでございます。目 10 財政調整基金費につきましては、9,600 千円の追加をするものであります。今般、繰越金の増額補正を見てございまして、繰越金の 2 分の 1 を積み立てするというルールに基づきましての予算化でございます。

項 2、徴税費、56 千円の追加であります。内訳といたしましては目 1 の税務総務費におきまして 71 千円の減、これにつきましては十勝市町村税滞納整理機構の負担金確定に伴いまして減ずるものであります。目 2 の賦課徴収費につきましては 127 千円の追加であります。これにつきましては住民税特別徴収制度導入によりまして、様式変更による印刷費の増であります。項 3 戸籍・住民基本台帳費、目 1 戸籍・住民基本台帳費、57 千円の追加であります。これにつきましては戸籍用の耐火金庫のレバーが壊れてしまったということで修理をするものであります。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、1,485 千円の追加であります。これにつきましては委託料として、どんぐり保育園におきまして今年度、障害児の受け入れをしたということでありまして、保育士が新たな対応をしなければならないということでありまして、加算分として追加をするものであります。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、966 千円の追加であります。これにつきましては、需用費で 866 千円、役務費で 31 千円、備品購入費で 69 千円を追加するものでありますが、新型インフルエンザが道内、管内で感染者が出ました。弱毒性ということで落ち着きを取り戻してございますけれども、これから秋にかけての新型インフルエンザ対策が私どもは重要と思っております。マスクだとか防護服、消毒資材、それらを今後のために備えるという意味からも必要数を確保していくということで追加するものであります。役務費におきましては、チラシ、新聞折り込み、これは住民啓蒙啓発といたしまして、大体 5 回分を見たところであります。備品購入費につきましては消毒機 1 台を購入するものであります。

続いて歳入であります。5 ページをお願い申し上げます。

款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 総務費国庫補助金、6,000 千円の追加であります。これは地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等の事業に伴う補助金でございます。

款 14 道支出金、項 2 道補助金、目 5 労働費道補助金、447 千円の追加であります。これは緊急雇用創出推進事業費として認められたものであります。現在、村有林整備事業地の調査等を行ってございますが、これに充てるものであります。

款 18 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、今回 19,156 千円を追加いたしまして、69,156 千円とするものであります。これは前年度繰越金でございます。

款 19 諸収入、項 5 雑入、目 3 違約金及び延納利息、341 千円につきましては、分譲地の買戻しにかかる違約金といたしまして 7%、

341 千円を見たところであります。目 5 雑入といたしましては 150 千円の減ということであります。これは当初地域づくり事業といたしまして、北海道市町村振興協会の補助金を見てございましたが、見直しの結果、これが当たらなくなったということであります。

最後の補正予算、給与費明細書を掲げてお示しをしておりますが、これにつきましてはお目通しを願うものであります。

以上提案説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

2 番 高橋さん

2 番高橋議員

7 ページ、地方振興費の(1)宅地分譲事業経費でございますけれども、セオイの里の分譲地については 1,108 千円、これは確定ですから良いですけれども、コムニの里は未定の中で毎年発生するから予算として見なければならぬというのはわかるのですけれども、補正で見るのはどうかと思うのですけれども、それが 1 点と、関連しまして歳入の 6 ページの違約金及び延納利息ということで、これはセオイの里の土地の分で 341 千円の違約金と考えていいのか、2 点について説明願います。

議 長
村 長

岡出村長

最初に、なぜ補正かということですが、これはこれまでも出てきた度に補正をお願いして、補正の可決後に払い戻しに応じて支払っているわけです。そういうことになりまして契約の中で買い戻し条項というのは、きちんとうたわれている中での状況になっているわけでありまして、買い戻しを申し出た方にはその期間待っていただくというようなことの措置をしているわけです。契約上、そういうことにしているにもかかわらず、これまではこういうことにしてきたということでありまして、今回もセオイの里については今回、そういうことで補正させていただくのですけれども、今後、コムニの里の団地につきましては半数以上売れているわけでありまして、これがいつ出てくるのかわからないところでありますので、もし出てきたら即対応出来るように今回は予算を確保していこうということで補正をお願いしたわけです。新年度に向けましては、こういうことも想定しながら予算化をしていく必要があるのではないかと私は思っているところであります。

それから歳入につきましては、7%と延滞金、これは総額 4,881 千円に対しての歳入予算としているところであります。買い戻しがなければ、これも歳入欠陥になることもあります。ただし、もし出てきた場合には、こういうことにさせていただきたいということでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

分譲地の払い戻しの件で 4,881 千円に対して、当初予算ではどう

なのででしょうか。初めから決めてがあるのであれば、当初予算で最初から見ている方が自分では筋かなと思うのですけれども。

議 長
村 長

岡出村長

契約条項にきちんとうたわれているものについては当初予算で想定されるものは見ておくべきだろうと思っておりますので、来年度の当初予算については、このことも含めて予算措置をしてまいりたいと思っております。

議 長
4 番 堂 場 議 員

4 番 堂 場 さん

まず1つは、セオイの里の宅地分譲の件なのですが、全部宅地造成は終わっているのですよね。それでどれ位の契約があったのか、そのうち1件だけが買い戻しなのか。その買い戻しの理由、なぜ契約解除になったのか教えていただきたいのと、予算の件で私も同感なので、それに関連して、庁舎の修繕管理ですが、ひさしの部分の改修費ということでしたが、これは急になったものではないと思うのです。急でないとなれば、やっぱり当初予算で見ておくのがいいのかなと思います。

議 長
企 画 政 策 課 長

三好企画政策課長

まずセオイの里の分譲状況といいますが、解約の理由なのですが、この土地につきましては、平成20年度に売却した土地でございます。それで今回解約の申し出があったわけなのですけれども、今の不況ということで、経済的な理由ということで住宅を建設出来る状況にないということで解約の申し出があったわけでございます。それに従いまして、今後、不況という形の中で他の分譲地につきましても解約が見込まれるということで、それに備えて速やかに対応出来るような形ということで今回、予備分というような形でコムニの分を1区画、予備に買い戻した分を予算計上させていただいたところでございます。

セオイの里の分譲の方ですけれども、平成19年度に1区画、平成20年度は2区画ということで、販売されておりますけれども、20年度に2区画の解約の申し出がありました。本年度も今回の解約という申し出がございまして、現在5区画中、1区画が販売というような状況になっております。

議 長
総 務 課 長

若園総務課長

役場庁舎の修繕ですが、当初予算は3月ですが実際に結露になったのは雪が解けて4月ということで4月以降は臨時もあったのですけれども、とりあえずしのいできました。ひさしの受けの部分が水はけ状態になっているのですが、そこが水が抜けなくて氷になって防水が破れて玄関の両端から水が漏れて、それが凍ったということで、そういう状態では非常に危険だということで、上の水を無くした段階では良かったのですけれども、その後しばらくはシートを敷いてカバーをしておりました。これはもう少し大幅につかみの補正予算が修繕費でもてばいいのでしょうかけれども、適正な部分で見て

いたということで組みきれなかったということで補正させていただきました。

議長
1番赤津議員

1番 赤津さん

地方振興費という科目を使っていますが、土地開発公社はもうないですし、分譲はこれからまだずっと続くと思いますから、科目の設置で宅地分譲的な分野の科目を設けて設置するくらいの検討はあるかと思いますが、どうでしょうか。

この時期に補正するという事は、20年度の繰越が確定だからやったかと思いますが、実質的な20年度の繰越額とどれだけの留保分があるのか聞きたいと思います。

議長
副村長

江本副村長

予算の目の設置の件ですけれども、科目の組み方については国で示した組み方がございますので、その辺を可能かどうか検討させて下さい。そのことによって住宅の販売収入とか経費がはっきりするという事で赤津議員が指摘するようなことで、かなり透明性がはかれるかということでございます。その辺は新年度に向けて検討させていただきたいと思います。

それから繰越金の関係ですけれども、一般会計におきましては繰越金が113,745,116円出ております。その中に繰越明許14,636,000円も入っておりますので、実質的な純繰越額が99,109,116円となっております。今回、そのうち補正額で繰越額で19,156,000円出ておりますので、留保額はその分を差引いた金額で29,953,116円が繰越近として財源留保しております。今後、補正にあたって繰越金を財源として充当していきたいと思っております。

議長

他に質疑はありませんか。

議長

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成21年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第6、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、幕別町忠類との境界調査について、産業文教常任委員会は、農業経営近代化施設整備等関係補助事業の進捗状況等について、農作物の作況について、ふるさと館屋内広場の改修状況等について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項につ

いて、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

次に議会運営委員長から、6月30日、7月1日に、札幌市において開催される北海道町村議会議長会議員研修会に、議員全員を派遣したい旨、申し出があります。

おはかりいたします。

申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり承認することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は本日をもって、閉会することに決定しました。

これにて平成21年第2回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14時30分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 6 月 22 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 菊 地 ル ツ